

第3次嘉手納訴訟

移転補償利用せぬ住民騒音甘受を

国側「居直り」主張

米軍嘉手納基地に離着陸する米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償を国に求めて、同基地周辺の2万2058人の住民が起

こした第3次嘉手納騒音訴訟の第3回弁論が10日、那覇地裁沖縄支部(遠藤真澄裁判長)で行われた。国側は、移転補償施策を利用せ

ずに騒音地域に住み続ける住民は、騒音の影響を「自ら甘受すべきものである」と書面で主張した。この主張に対し、原告団(新川秀清

団長)は同日、抗議声明を発表。国側の主張は「住民に対する差別思想を顕著に表す」内容として撤回を要求した。住民側弁護士も「国は

金を払うから出て行け」と居直っており、言語道断だ」と批判した。(31面に関連)

国側は、移転補償施策が「航空機騒音の影響を抜本的に解決する極めて重要な施策」であり、住民は同施策を利用することができる」と主張。施策を利用せず騒音到達地域に住み続ける住民は「騒音の影響があってもなお当該地域に住居する利便を選択している」とし、騒音を「自ら甘受すべきものである」としている。

主張「甘受」騒音爆納手嘉

「責任棚上げ傍若無人」

住民側、国姿勢に怒り

【中部】生まれ育った故郷に住み続け、静かな生活を送りたいと願う住民たちに対し、10日の第3次嘉手納騒音訴訟で国側が持ち出した、移転補償を利用しない住民は、騒音を「自ら甘受すべきだ」との主張。これに対し住民からは「住み続けるのなら騒音を我慢しろ」というのか」と強い批判の声が上がった。

同基地周辺の首長も「国が騒音対策を講ずべきだとの判決が出た2次訴訟を完全に無視し、自らの責任を棚に上げた理論だ。傍若無人でどうしようもない」(當山宏嘉手納町長)と強く反発している。

国側の主張を受け、原告団は10日午後の幹事会で対応を協議し、「国による差別主張を糾弾する緊急抗議声明」を発表した。爆音訴訟団の新川秀清原告団長は口頭弁論後、「県民はこれだけ基地に古里を奪われ、その上、金を払うから出て行けというのか。言語道断だ」と憤った。

移転補償対象地域の屋良を含む嘉手納町東区の島袋敏雄区長は「住民からすれば話にならない。民主主義

財産が今の土地だ。その土地を基地の問題で再び売って移転するののか」と批判した。

訴訟団の池宮城紀夫弁護団長は「怒り心頭だ。爆音の激震地である嘉手納町屋良や北谷町砂辺の住民は、

制度を利用して全て出て行ってくれというものだ。原告の人権そのものの否定であり、許されない。1次訴訟では国は原告を「異常者」呼ばわりし、大変な問題になったが、今回の国の主張はそれに相通するものだ」と指摘した。

の論法ではない。60年住んでいる住民に対し、そういう理解しかできないのは、理解に苦しむ。町全体や中部地区、県で問題を共有する必要がある」とがくせんとした。

嘉手納町議の照屋唯和男さんは、移転対象地域の住民の1人として「国はもともと約束した騒音防止協定を米軍に守らせるのが先で、順序が逆だ。私の祖父は嘉手納基地に土地を取られ、やっこの思いで求めた